

令和6年度 安全互助事業のご案内

宮城県PTA連合会

本事業は、児童・生徒の学校管理下外の生活やPTA会員の諸活動を相互扶助の精神で支援することを目的に昭和46年創設され、平成18年4月1日の法改正により、平成20年度から保険業務を保険会社に委託し事業を継続しています。令和5年度からAIG損害保険株式会社に委託しております。補償内容を下記のとおりご案内いたします。

補償の概要

児童・生徒のケガ（学校契約団体傷害保険 学校管理下外のみ）	PTA活動中の会員・児童・生徒等のケガ（PTA団体傷害保険）
<p>・児童・生徒が学校管理下外（※）でケガをした場合に補償します。 ※学校に登校してから下校するまでを学校管理下とし、それ以外は学校管理下外です。 詳しくは「補償概要」をご覧ください。</p> <p>・登下校中の事故によるケガも補償します。</p> <p>・ケガには細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みます。</p> <p>・疾病は補償の対象外となります。</p> <p>例）・家庭内や屋外で遊んでいて ・スポーツ少年団での運動中</p> <p>・学校の登下校中 ・PTA行事参加中</p>	<p>・PTA主催（共催）の行事中に被ったケガを補償。</p> <p>・PTA行事への往復途上も対象となります。</p> <p>・細菌性食中毒、ウイルス性食中毒、日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象となります。</p> <p>・PTA会員のほか、その学校に通学する児童・生徒、PTA会員の同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方も補償の対象となります。</p> <p>例）・PTA主催のスポーツやレクリエーション中 ・学年PTAやPTA総会中 ・運動会のPTA種目中</p>
PTA行事の賠償責任（PTA賠償責任保険）	
<p>・PTA主催（共催）のPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果他人の身体や財物へ損害を与えたことについて、PTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。</p> <p>・PTA活動中に第三者から借用した物品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに対してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。</p> <p>例）・レクリエーション中に借用した物品の破損 ・草刈奉仕活動中に近所の塀を破損</p>	



負担金

※全員加入方式のため要保護・準要保護学童の負担金免除はありません。

加入方法と資格

一 家 庭 620円	(学童420円 + 保護者200円) ※兄弟1人増すごとに420円加算	<p>・各学校の単位PTAで一括加入</p> <p>・その年の4月1日から翌年の3月31日まで1年間資格を有します。</p> <p>・転出入の場合、仙台市PTA協議会との間で自動継続はできません。</p>
教 職 員 200円		
学校支援地域ボランティア 200円	行事への参加が事前にPTAにより認められている方です。あらかじめ人数の把握と名簿の作成が必要です。	

補償額一覧

※補償内容の詳細は、「補償概要」をご確認ください。

補償項目(対象)	保険金額(補償限度額)
学校管理下外の児童・生徒の傷害(ケガ)の補償 (注)入院保険金、手術保険金、通院保険金は、事故の日からその日を含めて7日目以降においてなお、入院または通院した場合に限り、入院または通院を開始した日から保険金をお支払いします。	死亡保険金 60.5万円
	後遺障害保険金 障害の程度によって死亡保険金額の4%~100%
	入院保険金 日額(180日限度) 900円
	手術保険金 入院中:9,000円 入院中以外:4,500円
	通院保険金 日額(90日限度) 600円
PTA行事参加中の事故による児童・生徒の傷害(ケガ)の補償 (注)※の部分については、学校管理下外のPTA行事参加中の事故の日からその日を含めて7日目以降においてなお、入院または通院した場合に限り、入院または通院を開始した日から保険金をお支払いします。	死亡保険金 360.5万円
	後遺障害保険金 障害の程度によって死亡保険金額の4%~100%
	入院保険金 日額(180日限度) 3,000円(入院1日目から補償)+900円※
	手術保険金 入院中:30,000円+9,000円※ 入院中以外:15,000円+4,500円※
	通院保険金 日額(90日限度) 2,000円(通院1日目から補償)+600円※
PTA行事参加中の事故によるPTA会員の傷害(ケガ)の補償	死亡保険金 300万円
	後遺障害保険金 障害の程度によって死亡保険金額の4%~100%
	入院保険金 日額(180日限度) 3,000円(入院1日目から補償)
	手術保険金 入院中:30,000円 入院中以外:15,000円
	通院保険金 日額(90日限度) 2,000円(通院1日目から補償)
PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任	対人補償 1名1億円/1事故5億円限度(自己負担額1,000円)
	対物補償 1事故500万円限度(自己負担額1,000円)
	保管物補償 1事故10万円/保険期間中500万円限度(自己負担額5,000円)

お手続き方法はウラ面をご覧ください

お手続きの流れ

1

事故が発生したら、まずは 保険会社に連絡

AIG 損保

AIG 損保 事故受付センター

0120-369-936 <24時間 365日>

受付の際には「宮城県PTA連合会の制度」とお伝えください。

こども24時間総合保障制度にご加入されている場合は、一度にご請求手続きが可能です。
事故報告時にお申し出ください。



2

請求書類一式を送付



3

請求書類を提出



手続き完了

指定口座に支払い後、手続き完了をハガキにてお知らせいたします。

相談・連絡窓口

- 引受保険会社 AIG 損害保険株式会社 仙台支店
〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-8-3 3F
TEL: 022-726-7551 / FAX: 022-227-0211
- 事務取扱代理店 有限会社ビッグインシュアランス <https://biginsurance.co.jp/>
〒983-0821 仙台市宮城野区岩切字洞ノ口188 岩切駅前KKビル 1F-A
TEL: 022-794-7377 / FAX: 022-794-7376
引受保険会社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しています。
- 宮城県PTA連合会
〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-5-1 宮城県青年会館内
TEL: 022-295-9590 (安全互助事業) / 022-295-9581 (連合会) / FAX: 022-256-0425
- 保険会社との間で問題を解決できない場合は、(一社)日本損害保険協会損保ADRセンターに解決の申し立てを行うことができます。
(ナビダイヤル) 0570-022808 <通話料有料> 受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

宮城県PTA連合会のホームページもご覧ください。

<https://miyagi-pta.gr.jp/>

二次元コードからアクセス ▶



安全互助事業に関する補償概要はこちら

https://biginsurance.co.jp/pta_2024.pdf

二次元コードからアクセス ▶



★PTA安全互助事業は2023年度(令和5年度)より制度運用をAIG損害保険株式会社に委託し、「学校契約団体傷害保険」・「PTA団体傷害保険」・「PTA賠償責任保険」の3保険で対応しています。